

日中・太平洋戦争及び戦後期（1937－1948） ・朝鮮における欧米人財産の管理と動向

安 鍾 哲

1. はじめに

日中・太平洋戦争期、すなわち第2次世界大戦のアジア版の大激変期は、日本本土と植民地を合わせた日本帝国の一元的な連結と戦時体制化をもたらした。戦時体制は、朝鮮植民地にも経済と社会に対する徹底した統制をもたらした。そのため、戦時体制期についての研究は、戦時経済体制と社会の統制に集中した。前者は戦時統制経済についての研究として、後者は国民総力朝鮮連盟という思想組織についての研究として集中的に現われた。

日本の朝鮮植民地は、他の西欧植民地とは異なり、欧米人が入って来て活動する際に独特な様態を見せた。朝鮮では既に1910年に植民地化される前に欧米人、特に米国人が多様な利権を確保していた。これには雲山金鉱を始めとする経済的利権、そして宣教師が中心となって運営していた病院と学校等が挙げられる。解放後、米軍政（1945－1948）が南韓で実施されると、南韓は米国の影響圏の下に入ることになった。そのため、これらの欧米人、特に米国人が所有していた財産は、規模は大きくながらも、解放後に重要な意味を持つこととなった。

本稿は、このような多様な欧米財産の動向について明らかにすることを目的としている。いつからこうした財産に対する制約が課されたのかという問題は、日本と英米の関係を反映している。また、戦時体制期及び解放後、これらの財産がどのように管理されていたのかという問題は、当時の社会相をうかがう上でも意味がある。特に解放後には、こうした敵産管理人のうちの朝鮮人は最も代表的な親日派として分類され、「反民族行為特別調査委員会」（以下、反民特委）の調査を受けることになった。しかし、結局は大きな問題とはならず、再び米軍政と大韓民国のエリートとして活動した。よって、こうした財産の管理状況と動向について明らかにすることによって、それが韓日、あるいは韓米関係において有する意味のみならず、戦後韓国社会の一特性を理解することにもつながるであろう。

2. 戦時体制の確立と朝鮮総督府の政策変化

日中戦争が勃発する直前の1937年5月、日本の内閣は道府県庁と総督府に宣伝機関を設置することを決定した。朝鮮では、日中戦争が勃発した直後の7月22日に「朝鮮中央情報委員

会」を設置し、戦争遂行のための情報収集と宣伝活動に突入した¹。

1938年3月からは、朝鮮人が志願兵として入隊できるようになり、同年4月19日、南総督が主宰した道知事会議以降、「内鮮融和」よりも「内鮮一致」という用語が使用されるようになると、朝鮮人に対する本格的な「同化政策」が始まった²。1938年5月に「国家総動員法」の適用が決定されると、急速に朝鮮の産業と社会に対する国家の統制が進行した³。そして、日中戦争勃発1周年にあたる1938年7月7日には、「国民精神総動員朝鮮連盟」が結成され、社会が戦時体制に改編された。これは1937年10月に日本本土において結成された「国民精神総動員中央連盟」を朝鮮に適用したものである。

日中戦争が始まった頃、韓半島に住んでいた欧米人はおおよそ1,000名程度と推定される⁴。しかし、このような戦時体制の確立が、日本政府が欧米人に対して敵対的な態度を露わにする契機とはならなかった。例えば、1940年3月22日に、「京城国際文化協会」が創立された際の公式的な目的は、「帝国と諸外国との文化交流、帝国文化の紹介事業への参加を通じて、諸外国との文化親善に貢献」することであった⁵。

それにも関わらず、日本当局は1940年4月に主要都市内と鉄道から4キロメートル以内にある土地を外国人が取得できないという法案を颁布した⁶。当時、外国人は朝鮮植民地において事業を行なうことの不利をさとり、事業体を整理し、事業規模を縮小しており、宣教師による学校教育も、神社参拝問題によって相当数が整理された⁷。そのため、外国人が経済と社会事業のために土地を更に購入しようとはしなかったので、同法案はさほど実効性がなかったが、心理的に日本が外国人に対する敵対感を呼び起こしていると考えられた。周知の通り、1939年9月、ドイツがポーランドを侵攻したことによって、ヨーロッパでは既に戦争が進行中であった。このヨーロッパとアジアの戦争がどのようにつながるかが鍵であった。一方、日本は1940年から本格的に生産増強と予算拡大を通じ、ソ連、米国との起こるやも知れぬ戦争の準備に着手した。1940-1941年の会計年度予算が8億6千6百万(866,641,112)円と、前年より実に34%増額され、翌年度である1941-1942年の予算は10億円を突破した。これは当然、ソウルの米総領事館側から注目された⁸。

1940年9月に行なわれた三国同盟（ドイツ、イタリア、日本）の結成により、ドイツと戦争状態にあった英國が自動的に日本の敵国となった。そのため、日本は英國を敵国と考え、まず英國人に対する取締りを強化した。しかし、日本は米国との戦争を望んでいなかったため、法的には厳然と英國人と米国人を別の存在と看做した。しかし、米国人は三国同盟結成以降に脅威を感じ、自国人の東アジアからの事実上の撤収を命じた。そのため、宣教師で構成された大部分の米国人も、本国に帰ることとなった⁹。そして、朝鮮で学校や社会機関を運営していた米国人は、各機関を朝鮮人に譲り渡すことが事実上強要された。

朝鮮総督府が太平洋戦争以前、外国人に対する規制を実施した最も強力な根拠は、1941年7月28日、総督府令第218号として颁布された「外国人関係取引取締規則」であった¹⁰。特にこの法律は、米国と米国領フィリピンの住民をねらったもので、第24条の外国人所有財産

目録の提出と、月々の財産関連変動報告をその核心としていた。合わせて、外国人が銀行口座から預金を自由に引出せないようにした¹¹。これは事実上、外国人、特に米国人の活動に足かせをはめるものであった。こうして米国と日本は、徐々に衝突へと向かっていった。

このような背景の下、少なくとも1940年以降から、欧米人の財團法人等の管理権が朝鮮人に移るようになった。例えば、韓国でキリスト教関連の出版物を生産、配布していた基督教書会は、1941年3月16日の定期理事会において、宣教師から朝鮮人に経営権を譲る決定が成され、既にこの書会の理事長であった梁柱三を行政総務に任命し、白楽濬、尹致昊、吳文煥、李明植、鄭春洙、鄭仁果、吳競善等、代表的なキリスト教系エリートが経営を担うこととなつた¹²。これは、他の教派が運営していた機関、例えばYMCA、延禧専門学校等にも同じく適用された。

3. 戦時体制期敵性国人財産の管理と動向

1941年12月8日、太平洋戦争が勃発すると、欧米人の財産は本格的に総督府の管理体制下に入ることとなった。朝鮮に残った欧米人は、太平洋戦争が勃発してから日米間で実施された戦争捕虜の交換によって朝鮮を離れた。結局、日本の真珠湾奇襲攻撃によって、ヨーロッパの戦争は太平洋へと拡大し、残っていた一部の宣教師と外交官は、韓半島において戦争に巻き込まれた。総督府と円満な関係を保ちつつ韓国人と密接な関係を維持していたホレイス・アンダーウッド (Horace H. Underwood)、エドウィン・クーンス (Edwin Koons)、そしてバチカンの対日本中立政策を信じて神社参拝に賛成したカトリック宣教師が、戦争勃発当時にも残っていた。彼らは、太平洋戦争が勃発した直後に外交官と共に敵性国民となり、その時まで享受していた権利を剥奪された¹³。そして当局により逮捕され、家宅や公共施設に軟禁された。

彼らの財産は敵産と分類されたのであるが、これは天皇の裁可を受け1941年12月22日付けで公布された日本の法律第99号「敵産管理法」によるものであった¹⁴。この法律は全11条からなるが、その核心的内容は次の通りである。

第1条 政府が必要とする時は、敵産に関して管理人を任命し、管理をまかせる。

第2条 命令の指定する所により、敵産に関して政府が指定する者に売却およびその他の事項を命じることができる。

第3条 政府が指定する者は、敵産に関連した債務を免除する。

第4条 敵国人と指定された者は、財産権を行使できない。

第5条 動産、不動産、営業関連の出資、証券、債券等において、政府の許可を得なければならない。

第6条 管理のため、登記または登録が必要である。

第7条 管理の費用は敵産を通して処理する。

第8条 敵産管理を免除したり、妨害するために敵産を取得、処分、隠匿等をした時には、5年以下の懲役または1万円以下の罰金に処す。

第9条 政府の敵産関連の命令に従わない者は、3年以下の懲役あるいは1万円以下の罰金に処す。

第10条 法人関連の人士が命令に従わない際の処罰。

第11条 敵産管理委員会を設置する。

上記の内容を一瞥すると、日本政府が敵産管理人を任命して財産権を行使し、政府がその財産権の行使を厳格に統制することを核心としていたことがわかる。あわせて、第2条にあるように、日本当局は敵産管理人に敵産の売却を命令することもできた。「敵産管理法」と「敵産管理法施行令」上の敵国は、米国（フィリピン連邦および領地全体を含む）と英国（インドおよび海外領土を含む）と規定された¹⁵。オランダも含まれる可能性はあったが、韓半島にはオランダ関連の敵産が無かつたため除外され、事実上、英米関連の財産のみが残っていたと言える。

朝鮮総督府は、これらの敵産を総督府が指定した管理人に委託経営させたり、総督府の必要に応じて処分させたりした¹⁶。大きく見て英米の敵産は、営利機関である株式会社や商社等と、非営利機関である財団法人等に分けられた。特に後者は、大部分がキリスト教と関連する機関であった。まず、太平洋戦争勃発直後に総督府が敵産として管理することとなった英米関連会社に対する情報と敵産管理人は、次の通りである。

表1 敵産と指定された英米系事業体

所属国家	名称	敵産管理人
米国	Standard Vacuum Oil Company 京城営業所	森田半右衛門
米国	Rising Sun 石油株式会社 京城支店	板垣邦器
米国	The Texas Company (China) Limited 京城支店	大橋亮
米国	Singer Sewing Machine Company 京城支店	谷準造
米国	Corn Product Refining Companyの日本穀産工業株式会社に関する株主権、債権、商標権、特許権（平壌）	中谷芳邦

* 出典：「朝鮮総督府告示第186号」『朝鮮総督府官報』1942年2月7日付。

英米関連会社として残っている五つの会社は全て米国企業であり、石油関連3社とミシン、及び食品関連企業であった。最も重要な会社であった雲山金鉱関連の東洋開発会社が、既に1939年、日本の会社に譲渡されたため、石油を除く重要な米国系企業は、事実上無かつたと言える¹⁷。敵産中、最も大きなものは、スタンダードオイル社の京城営業所であったが、これを管理するために日本人が管理人に任命された。日本は1934年に満洲国において石油関連事業を独占し、それは石油産業法の統制を受けた。英米側は、機会均等政策（Open-Door

Policy) 違反として抗議した¹⁸。そのため、太平洋戦争直前の日本と韓半島において、米国の石油企業は日本当局にとって目の上の瘤だったであろう。

これらの敵産管理人と指定された人士は、総じて関連業種の日本系企業代表であったり、朝鮮にあった類似企業の責任者で、全員が日本人であった。戦争期間中、これらの敵産管理人が、時に入れ替えられもした¹⁹。

一方、米国系12、英国系4、計16の宗教団体公益法人に対して、1942年5月22日に敵産管理法が適用され、管理人が指定された²⁰。敵産管理法により指定された財団およびその他法人と管理者の名簿は表2の通りである。

これらの法人関連敵産管理者の特徴としては、次の数種が挙げられる。第一に、韓国人のうち、総督府と友好的な関係を有しており、朝鮮人教会において影響力があった人士である。監理教（メソジスト派）の場合は、1930年に南北監理教が統合されると、最初の朝鮮人監理教総理事として早くから総督府側と密接な関係を有していた梁柱三が、（北）監理教会朝鮮宣教部維持財団、南監理教会朝鮮宣教部維持財団、そして監理教会朝鮮婦人宣教部維持財団等を管理することとなった。彼は、既に1941年2月頃から、四つの監理教会宣教部維持財団の理事長に選任されていた²¹。

平壤の在朝鮮耶蘇教長老派宣教会神学校維持財団は、平壤老会長と長老派総会長を歴任した李承吉が担当することとなった²²。李承吉は平壤を中心とする内鮮基督教親睦会を率いた人物として有名であったため、日本としては彼が当時平壤にあった長老派の神学校を担当したのは、自然なことだったであろう。彼は1938年5月24日に日本を訪問し、キリスト教の状況を視察し、文部省政務次官等と面談した²³。耶蘇教東洋宣教会（聖潔教）の李明植も、教団の総会長を4期にわたり歴任した人物であり、基督教書会を外国人宣教師から朝鮮人に引継ぐ特別委員部の東洋宣教会側代表であった²⁴。皮漁善聖經学院を担当した金鍵昊も、ソウル地域の牧師として重要人物であった。

第二に、日本人のキリスト教信者であり、総督府や外郭団体で働いていた人士が挙げられる。平岡義頂は、米北長老教派宣教会と、外国人学校の管理人となった。

英國側の宣教師が運営していた大英聖書公会朝鮮支部と朝鮮基督教書会は、丹下郁太郎が引受けたこととなった。彼は咸鏡南道警察部長、総督府企画課課長、警務局長を歴任し、敵産管理者に任命された時には朝鮮防共協会京畿道連合支部長であった²⁵。おそらく、これは英國が敵性国家であるという事実が考慮されたのではないかと思われる。丹羽清次郎は、1909年に朝鮮基督教青年会の幹事として来韓以降、朝鮮において日本基督教青年会総務と南満洲鉄道株式会社京城管理局嘱託等として勤務していた。そのため、朝鮮基督教青年会国際委員幹事維持財団の責任者となった。金澤秀典は、慶尚南道晋州府で農業関連の事業体を運営していた人物である。花村美樹は、京城帝国大学において法制史を教えていた教授であり、キリスト教徒であった。

第三に、全羅南道と北道の南長老派宣教会の財産は、朝鮮警察協会全羅北道支部後援会な

ど主として官辺団体が管理することとなった。これは当時、南長老教派が最も強硬に総督府の神社参拝政策に反対しており、特に学校が閉鎖されると、当局と宣教部の関係が悪化したために採られた措置であったと考えられる。一方、咸鏡道地域を中心に宣教活動をしていたカナダ連合教会宣教部は、咸鏡道地域の老会（長老派教会の各教区の牧師と長老の代表による集会：訳註）が責任を負う形態をとった。そのため、これらの財産の管理は、概して各地域と団体の特性により異なる扱いを受けたことがわかる。

表2 敵産と指定された法人名簿

所属国家	法人の性格	名称	敵産管理人
米国	財団法人	美監理教会朝鮮宣教部維持財團	梁原柱三（梁柱三）
米国	財団法人	美監理教会朝鮮婦人宣教部維持財團	梁原柱三（梁柱三）
米国	財団法人	南監理教会朝鮮宣教部維持財團	梁原柱三（梁柱三）
米国	財団法人	米国耶蘇教北長老教派朝鮮宣教会維持財團	平岡義頂
米国		京城外国人学校維持財團	平岡義頂
米国	財団法人	皮漁善紀念聖經学院維持財團	金山鍵昊（金鍵昊）
米国	財団法人	朝鮮基督教青年会國際委員幹事維持財團	丹羽清次郎
米国	財団法人	耶蘇教東洋宣教会維持財團	牧野明植（李明植）
米国		在日本プレスピテリアン宣教師社団	花村美樹
米国		在日本コングレゲーション宣教師社団	諫訪章子
米国	財団法人	米国耶蘇教南長老派朝鮮宣教会維持財團	平岡義頂；財団法人朝鮮警察協会全羅北道支部後援会（全北）；財団法人朝鮮警察協会全羅南道支部後援会（全南）
米国	財団法人	在朝鮮耶蘇教長老派宣教会神学校維持財團	公山承吉（李承吉）
英國	財団法人	大英聖書公会朝鮮支部維持財團	丹下郁太郎
英國	財団法人	朝鮮基督教書会	丹下郁太郎
英國	財団法人	濱州ヴィクトリヤ国長老派朝鮮宣教会維持財團	金澤秀典
英國	財団法人	朝鮮耶蘇教加奈陀聯合教会維持財團	財団法人朝鮮耶蘇教長老会咸南老会・咸中老会及咸北老会維持財團

* 出典：「朝鮮総督府告示第774号」、「朝鮮総督府告示第775号」『朝鮮総督府官報』1942年5月22日付。

このように規定された敵産に対する運営は、実際にはどのような姿であったのであろうか。管理人が代わったり、敵産が一部払下げられることもあった。特に注目されるのは、1944年3月22日付けで財団法人米北長老教派朝鮮宣教会維持財團、京城外国人学校維持財團、財団法人米国南長老教派朝鮮宣教会維持財團内の京城府・平壤府の財團、ホレイス・アンダーウッド（Horace H. Underwood）関連の財團を管理した平岡義頂の財団の敵産管理人に朝鮮信託株式会社が選任されたことである²⁶。

4. 解放後、連合国人財産の返還と処理

管理人制度は、解放後、米軍政の管理人制度につながった。すなわち、解放後には反対に日本人が運営していた事業体は米軍政が認可する管理人制度に引継がれた。このやりかたは、事業体について建国準備委員会（建準）と人民共和国（人共）がとった「労働者自主管理運動」とは対照的な位置にあった。

解放後、日本人が朝鮮から去った1945年末、1946年初頭には、実際のところ日本の敵産、すなわち連合国人財産の管理人は交替していたケースが多くたが、彼らの名義登記抹消がおこなわれたのは1948年初頭になってからであった。南朝鮮過渡政府は、1948年1月15日付で、1941年12月23日付で頒布された日本の法律第99号（敵産管理法）を廃止した²⁷。そして、この法律を補い、敵産として凍結処理された財産を解除する手続きを規定した法律を1948年7月12日付で発表した²⁸。これにより、連合国人が所有していた財産に設定されていた敵産措置が、公式に解除された。

ところで、なぜこのような措置が解放後、米軍政が進駐した直後にとられず、3年近く過ぎてようやく実施されたのかについて、考察する必要がある。これはおそらく、連合国財産を米軍政が使用せざるを得なかったという現実的な理由が強かったようである。例えば、米国宣教師の宣教会所属の敷地は、軍人が集団で駐屯する場所としての必要性があった。

米軍政は、太平洋戦争以前に韓国人が責任者をしていた連合国関連の財團法人を、解放後もそのまま認める政策をとった。例えば、先に言及した監理教宣教部維持財團（米監理、南監理、婦人宣教部）の責任者である梁柱三を、そのまま財團の管理人に任命した。梁柱三は、財團の財産を1948年7月に新たに組織された三つの財團法人理事会に引継いだ。彼は1946年2月に監理教神学校を設立し、同年6月30日に設立者の認可を受けた²⁹。1948年8月以降、彼が反民特委において審問を受けた際も、同じく監理教信者であった李承晩大統領は彼を擁護した。反民特委の活動について、李承晩は1949年4月に心境を次のように表現した。

（前略）調査委員が一般人を雇用して特警隊をつくり、人々を自由に捕らえて閉じ込めているのだから、これは全て違法な行動である。（中略）また、ワシントンから来た報告によれば、監理教のウェルキー氏が張勉大使に送った手紙の内容中、梁柱三牧師を反民法によって収監したとのことである。他にも数名の友人達がこの事件に激高して国際問題とするに至ったのであるが、私は梁柱三氏が収監されたということも理解できないし、このような問題を引起こすに至ったのは、一層驚くべきことである。分別の無い人々が、内外の大勢を知らず、このような行動によって国際問題を引起こしたのは、遺憾とせざるを得ないところである³⁰。

すなわち、李承晩が反民特委を解散させたことによって、梁柱三は大きな問題もなく過ご

し、朝鮮戦争が勃発して北に連行されるまで、キリスト教系の代表として活動した。

平壤神学校を担当していた李承吉の場合は、北韓がソ連の占領下にあったため、解放後に南下し、それ以降も重要な活動をおこなった。

5. おわりに

以上、日中・太平洋戦争期、日本支配下の戦時体制の性格を、敵産管理を通して考察した。敵産管理を担当した人士は、概して日本人と、日本人に呼応した朝鮮人エリートであった。興味深いことに、彼らのうちの相当数は、日中戦争以降、特に1938年末、日本の「東亜新秩序」樹立構想発表以降に本格化した欧米機関の朝鮮人化政策により、欧米人から財産管理を引継いだ。特に朝鮮人は大部分がそうであった。

このような過程を通して、日中・太平洋戦争期および解放直後の総督府と米軍政の性格の一側面を理解することができる。日本人敵産管理者は、解放後おおむね朝鮮人と交替したが、注目すべきことに、朝鮮人は米軍政下においてそのまま連合国財産を管理するケースが多かった。そのため、彼らは解放後、親日派と認識され反民特委の調査対象となった。したがって、彼ら敵産管理人に対する認識は、韓国人の間ではあまりよいものではなかったようである。それは、脱植民地という課題がどれほど至難の業であるかをよく示す事例であると言える。

一方、解放後には日本人の財産が敵産として管理され、これらの財産は米軍政下では韓国人エリートたちに、大韓民国政府樹立後には韓国政府に友好的な人士に配分された。そのため、このような敵産払下げの性格は、当時の社会と国家の関係を示す重要な例となるであろう。

付記

本稿は、国際ワークショップ「日中戦争の深層」における発表原稿を収録したものである。

注

1 朝鮮総督府『施政三十年史』(京城：朝鮮総督府、1940)、925頁。

2 孫禎陸『日帝強占期 都市計画研究』(ソウル：一志社、1989)、340頁。

3 戦時体制期の朝鮮の経済と産業に対する多様な統制については、金雲泰『日本帝国主義の韓国統治』(ソウル：博英社、1998)、562-564頁を参照。

4 U. S. Armed Forces in Korea, "History of the U. S. Armed Forces in Korea", Manuscript on the office of the Chief of Military History, Washinton D. C. (Seoul and Tokyo, 1947, 1948) [『駐韓米軍史』1～4 (ソウル：トルベゲ、1988) として発刊], Part I, ch.2, p.66.

5 「京城国際文化協会発会式に対する総督祝辞」朝鮮総督官房文書課編纂『諭告・訓示演述総覽』(京城：

朝鮮行政学会、1941)、729頁。

- 6 「勅令267号—外国人土地法施行令改正」『朝鮮総督府官報』1940年4月17日付。
- 7 神社参拝問題をめぐる宣教師の教育事業撤収と朝鮮人の学校引継ぎについての詳細な分析は、安鐘哲『米国宣教師と韓米関係、1931－1948：教育撤収、戦時協力、そして米軍政』(ソウル：韓国基督教歴史研究所、2010)、1－2章を参照。
- 8 『朝鮮総督府官報』1940年4月8日、1941年4月4日付参照。予算増額に対する米ソウル総領事館の評価については以下を参照。
U. Alexis Johnson to the Secretary of State, 1940年5月4日 (895.50/5); O. Gaylord Marsh to the Secretary of State, 1941年4月10日 (895.51/52), Records of the U.S. Department of State Relating to the Internal Affairs of Korea, 1940－1944. (U. S. State Department, 1986). (以下、RIAK).
- 9 これについては、安鐘哲『米国宣教師と韓米関係、1931－1948：教育撤収、戦時協力、そして米軍政』177－188頁参照。
- 10 「朝鮮総督府令第218号、外国人関係取引取締規則」『朝鮮総督府官報』1941年7月28日付。
- 11 Arthur B. Emmons to the Secretary of State, "Control Regulations for Foreigners' Transactions" 1941年8月14日 (895.5161/7), RIAK, 1940-1944.
- 12 「朝鮮基督教系人事変動」『三千里』第13巻6号 (1941.6)、48頁。
- 13 「朝鮮総督府告示第2001号—外国人関係取引取締規則第1条第1項ノ規定ニ依リ左ノ外国ヲ指定ス」；「外国為替管理法ニ基スル外国為替管理一府令323号」『朝鮮総督府官報』1941年12月12日付。
- 14 「敵産管理法(法律第99号)」、アジア歴史資料センター(<http://www.jacar.go.jp>)の文書(A03022550200)、後に「敵産管理法ヲ朝鮮・台湾及樺太ニ施行スル件」、「敵産管理法施行令(勅令第1179号)」等も頒布された。
- 15 「朝鮮総督府告示2086号」『朝鮮総督府官報』1941年12月29日付。
- 16 「府令343号—敵産管理法施行規則」『朝鮮総督府官報』1941年12月29日付。
- 17 雲山金鉱については、以下を参照。
Donald N. Clark, *Living Dangerously in Korea: The Western Experience 1900-1950* (Norwalk, Conn.: EastBridge, 2003), pp.222－239.
1939年に日本に譲渡された過程については、以下を参照。
Dean A. Arnold, "American Economic Enterprises in Korea, 1895-1938" (Ph. D. Diss. at the University of Chicago, 1954) (re-published in book form by New York: Arno Press, 1976), pp.468-479.
- 18 Irvine H. Anderson, Jr, *The Standard-Vacuum Oil Company and United States East Asian Policy, 1933-1941* (Princeton and London: Princeton University Press, 1975), pp.50-70, 198.
- 19 「敵産管理法施行令第4条ノ規定ニ依リ敵産管理人ヲ左ノ通解任及選任ヲ為ス(朝鮮総督府告示第435号)」『朝鮮総督府官報』、1944年3月22日付。「敵産管理法施行令第4条ノ規定ニ依リ敵産管理人ヲ左ノ通解任及選任ス(朝鮮総督府告示第343号)」『朝鮮総督府官報』、1945年5月31日付。
- 20 「米国系12、英国系4、合計16個」『毎日新報』1942年5月24日付。
- 21 「基督教系反民特委裁判記録②－梁柱三」金承台『韓国基督教の歴史的反省』(ソウル：タサンクルパン、1994)、506頁。
- 22 李承吉が平南老会長であった1935年末、彼は平壌老会を開催し、神社参拝に反対しようとしたようである。しかし、その後日本当局に積極的に協力するようになった。「会談前後九時間、警察と交渉決裂。解散させられても老会は開催」『東亜日報』1935年12月10日付。
- 23 朝鮮総督府警務局編『最近に於ける朝鮮治安状況：昭和十三年』(東京：巖南堂、1966)、399頁。

- 24 「朝鮮基督教界の人事変動」『三千里』1941年6月。戦時体制期、李明植の活動については、朴ミョンス『李明植と韓国聖潔教会』（京畿、富川：ソウル神学大学校出版部、2008）、186－231頁を参照。結局、イエスの再臨に関連する信仰のため、聖潔教は1943年に解散した。
- 25 「丹下郁太郎氏帰任 総督府企画部課長（釜山）」『東亜日報』1940年1月9日付。日本人については、国史編纂委員会の韓国史データベース「韓国近現代人物資料」(<http://db.history.go.kr>)と、韓国歴史情報統合システム (<http://www.koreanhistory.or.kr>)に基づいている。以下の脚注では、出典を省略する。
- 26 「朝鮮総督府告示第435号—敵産管理法施行令第4条ノ規定ニ依り敵産管理人ヲ左ノ通解任及選任ヲ為ス」『朝鮮総督府官報』1944年3月22日付。
- 27 「日本敵産管理人名義登記抹消に関する件」（南朝鮮過渡政府法令第162号）、1948年1月15日。韓国法制研究会編『美軍政法令総攬—国文版』（ソウル：韓国法制研究会、1971）、427頁。
- 28 「日本政府に依り敵産として凍結された財産の解除」（南朝鮮過渡政府法令第210号）、1948年7月12日、韓国法制研究会編、前掲書、561頁。
- 29 「基督教系反民特委裁判記録②—梁柱三」、506－507頁。
- 30 「李承晩大統領、反民族行為特別調査委員会は調査活動のみに限定し、特警隊の解散を要求する談話を発表」『ソウル新聞』1949年4月1日。姜仁哲も、反民特委活動の無力化は、教会の生存と位相に大きな助けとなつたであろうと主張している。姜仁哲「大韓民国初代政府の基督教的性格」『韓国基督教と歴史』第30号（2009.3）、116頁。